



NO. 917
 発行
 2017年
 6月1日
 国鉄労働組合
 新潟地方本部
 発行責任者
 齊藤 仁司
 編集責任者
 教 宣 部



夏季手当3・0ヶ月を要求

国労本部は5月15日、貨物鉄道会社に対し、2017年度夏季手当について、国労統一要求（3・0ヵ月分支払い指定日6月30日）に基づき申し入れを行いました。

国労東日本本部も東日本旅客鉄道会社に対し夏季手当について（3・0ヵ月分に5万円加算）などの要求を申し入れました。

貨物・鉄道事業部門の黒字化達成

貨物会社の2016年度決算は年初の事業計画を大幅に上回る経常利益88億円、当期純利益120億円を確保しました。



要求の満額獲得へ

この結果は会社発足以来最高益となるもので、7期連続の黒字と共に「中期経営計画2016」最大の目標であった「鉄道事業部門」の黒字化を達成しました。



貨物会社に働く社員は、2017年春闘では「18年連続ベア・ゼロ」の結果となり、各種手当や福利厚生制度までも廃止され、連続する期末手当の定額回答により生活実態は極めて厳しい状況です。



2017年度夏季手当要求申し入れ

貨物会社

- 1) 支払いは、2017年6月1日現在の基準内賃金の3・0ヵ月分とすること。
- 2) 支払いは、2017年6月30日までとすること。
- 3) 期間率、成績率の支払い条件について大幅に改善すること。
- 4) 支払いにあたっては公平・公正に行い、社員間・組合間差別は絶対に行わないこと。
- 5) 調査期間内55歳に達した者、また、55歳以上の社員については、55歳到達時の基準内賃金の100%を算定基礎額とすること。
- 6) 契約社員及び臨時社員についても、社員と同様の取扱とすること。

東日本旅客会社

- 1) 2017年度の夏季手当の支払い額は3・0ヵ月分に5万円を加算して支払うこと。
- 2) 2017年度夏季手当は、6月30日（金）までに支払うこと。
- 3) 現行の支払い条件など以下のとおり改善すること。
 - ①「成績率」の適用については「増減率」については10/100を限度として改訂し実施すること。
 - ②満55以上の社員については、満55歳に達する日の属する月の末日における基準内賃金の3・0ヵ月に5万円を加算し支払うこと。
 - ③「期間率」の適用については、私傷病での「病欠」は除外ないし緩和措置を図ること。
 - 4) グリーンスタッフ社員については、社員に準じて取り扱うこと。
 - 5) エルダー社員の精勤手当については、基準定額単価をそれぞれ5000円引き上げること。



17夏季手当では全組合員の総力を挙げ、要求満額獲得を勝ち取る行動に決起しよう。

客・貨一体の闘いを

貨物会社は、18年連続のベアゼロ、そして昨年の夏季手当・年末手当など年間の手当が3・0ヶ月分あまりという厳しい状況でした。それが、毎年、続いています。貨物会社に働いている労働者は厳しい生活実態です。住宅ローンや教育ローンなど抱えていて毎月の生活にまったくゆとりがありません。

昨年度は、鉄道事業部門が黒字になりました。今年の夏季手当は要求満額獲得できる条件が整っています。客・貨一体の闘いで満額獲得を目指してがんばりましょう。



「共謀罪」ここが問題

「国鉄新潟」で前号特集しました。今回は2回目です。

共謀罪の制定で何が起きるのか

人と人が話し合い、犯罪について合意したかどうか、ということはその場にいなければ分からないことです。

フライバシーに立ち入る

共謀罪は、この段階から処罰しようとするのですから、電話の盗聴や、メール、SNSなどを傍受することによって、犯罪計画を認定する必要が出てくるでしょう。捜査機関が、日常的に市民のフライバシーに立ち入って監視するような捜査が行われる可能性が大きいです。



スマホが監視される

戦争法が制定されたときは、広範な国民の反対運動が起きました。共謀罪のもとでは、例えばそうし



地本主催・組織拡大 経験交流会の開催

6月24日(土) 地本事務所



た市民運動への参加をSNSで呼びかけたりすることも「威力業務妨害を共謀した」ということで処罰されかねない、と言われています。

あなたのスマホが監視されているかも知れない、というのは決して大げさな話ではありません。

テロ対策のためにも 必要なの？

安倍首相は国会で「国内担保法を整備し、国際組織犯罪防止条約を締結できなければ東京五輪・パラリンピックを開けないと言っても過言ではない」と述べて、共謀罪を成立させることがテロ対策のために不可欠だ、と強調していました。



それはデタラメだ

しかしながら、そもそも「国際組織犯罪防止条約」は国際的な組織犯罪の防止が目的ですから、テロ対策とは直接関係がありません。

共謀罪を成立させなければこの条約を批准できないというのもデタラメです。

この条約を批准した国のほとんどは、多少の法律の整備程度で済ませているのです。

新しく作らないうちも

日本はすでに13のテロ防止関連の条約を批准しています。また、重大な犯罪については「予備罪」「準備罪」など定められていますし、アメリカ合衆国などは異なっていて、銃砲刀剣を所持すること自体が厳しく規制されるなどしています。

マフィアや暴力団のような組織犯罪への対策のため、共謀罪を新しく作らなければならないなどということはありません。

「共謀罪のここが問題」については、新潟中央法律事務所機関誌「しなの川」に特集していたものを「国鉄新潟」で特集しました。

とつても、わかりやすく説明されていました。組合員のみなさん、わかったでしょうか。

共謀罪を廃案にしましょう。

編集後記

もう6月です。早いですね。貨物会社も今年、新規採用をしました。新潟の各職場にも新採者が配属されました。国労のパンフレットをわたしました。久しぶりでしたが拡大行動を実践しました。ひとつひとつ前に入る行動を進めていきたいと思います。声をかけることは重要ですね。

